

使用済自動車の判断基準について

1. 基本的考え方

第22回合同審議会の「不適正保管対策、不法投棄対策について」、第23回合同審議会の「オートオークションについて」の議論でも示されたとおり、中古車であるか使用済自動車であるかの決定は、所有者の意思を踏まえつつ、所有者と引取業者の間で決まるものであるものの、実際の中古車流通や不適正保管の現場においては、明らかに自動車の機能を損ない、使用済自動車と考えられる車両も存在する。このような状況を避けるためには、適正かつ透明性の高い法運用の観点から、当該自動車の客観的な状況に基づく判断を利用することが必要となる。

特にオークションのように市場価値によって中古車か使用済自動車かを判断する場合や、不法投棄等のように所有者が不明な場合においては、このような客観的な状況に基づく判断の利用が重要となる。

一方で、これらの使用済自動車の客観的な判断においては、個別の自動車の状態や条件により異なり、具体的な一律の基準によって判断できるものではないため、以下のような複数の項目を設定するとともに総合的に判断するための手順等を検討することが必要である。

2. 客観的な判断の指標

判断の材料となりうる指標は以下のとおりである。今後、個別の事例を収集し、項目ごとの整理とその組み合わせた総合的な判断の手順について、本年中を目途に整理することとする。

1) 主要部品の欠損状況

主要な部品が欠損し、自走できない自動車の中古車として流通される場合があるが、修理されない場合においては、部品取り等に使用されることとなるため、当該自動車が整備中の場合を除き、既に使用済自動車となっていたと考えることができるのではないかと。

例) エンジン、燃料タンク、ハンドル等のない自動車

2) 自動車の損壊状況

自動車が損壊し、自走することが不可能な場合、著しく破損し修理するだけの市場価値がない場合等においては、当該自動車が修理され中古車として利用される可能性が低く、使用済自動車となる可能性が高いと言えるのではないかと。

例) 全損した自動車

3) 自動車の使用状態(車齢、走行距離等)

相当程度低年式、多走行の自動車については、日本の中古車流通の実態を勘案すれば、使用済自動車となる可能性があるのではないかと。

4) 自動車の市場の評価

クラシックカーのように、一般的に、走行する機能以上の面で評価されるような自動車においては、当該車両の市場の評価が一般的な自動車と比べて相当程度高い場合がありえる。その程度を客観的に判断することができる場合においては、市場の評価も踏まえつつ使用済自動車かを判断することができるのではないかと。

5) オークション等の取り扱い状況

オークション会場において、中古車として出品したものの一定回数流札した場合においては、使用済自動車として取り扱うことが妥当ではないかと。

6) 自動車所有者の不存在や周辺環境への影響

公有地その他の土地において、当該土地所有者又は管理者が所有者を覚知することができない自動車が存在し、所有者が一定期間現れない場合は、使用済自動車として判断することとなる。

また、当該自動車が環境保全上支障の生じている又は生じるおそれのある場合においては、直ちに使用済自動車として判断し、処理する必要がある。

例) 長期間路上等に放棄されている自動車。油等が漏出し、周辺土壤に染み出している自動車